

各位

砺波地方介護保険組合

介護保険料の遡及賦課誤りについて

特別徴収（年金からの天引き）により介護保険料を納付いただいている方について、所得税・住民税の修正申告等に伴い、2年前の介護保険料を遡って修正を行った一部の方に対し、保険料を過大に徴収又は還付していたことが判明しました。

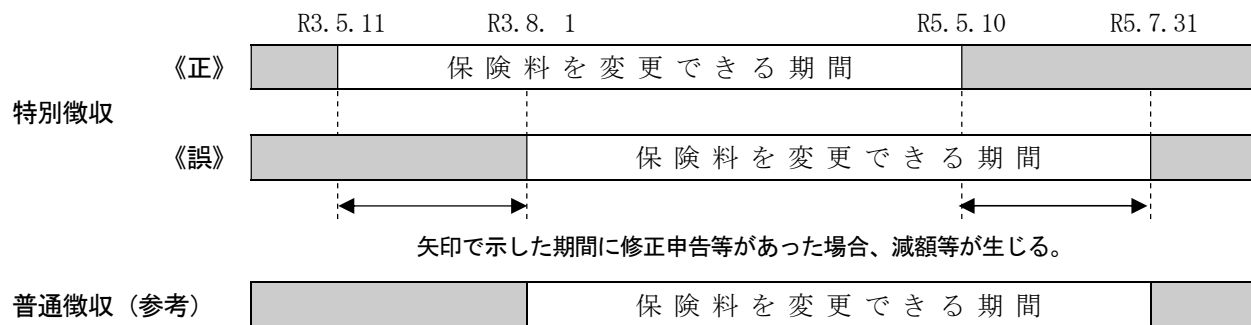
構成市（砺波市・小矢部市・南砺市）の市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

【概要】

平成27年4月1日施行の改正介護保険法により、「介護保険料の賦課決定は、各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてはすることができない」とされました。

この「最初の納期」について、システム上で、特別徴収は5月10日、普通徴収（納付書・口座振替）は7月31日と設定すべきところを、一律に7月31日としていたことから、特別徴収の被保険者について、賦課決定のできない期間に増額又は減額の賦課更正を行った事案が発生したものです。

（例）令和5年度において、2年遡及賦課する場合



【対象となる保険料】

平成27年度から令和3年度までの保険料（平成29年度から令和5年度までの処理分）

【対象者、今後の事務処理】

対象者	人数	金額	今後の事務処理
保険料を過大に徴収した方	21人	400,800円 (うち、還付加算金8,600円)	お詫びの文書とともに、還付手続開始をお知らせする文書を送付します。
保険料を過大に還付した方	14人	381,300円	時効（2年）により徴収期限を過ぎ、賦課権が消滅しているため、保険料の返還は求めません。

【再発防止策】

法改正の際は、適正に処理されているか複数の職員で確認し、法解釈及び運用について課内で疑義があるときは、関係機関やシステム委託業者に照会する等、正確な事務処理を行います。

※還付金詐欺にご注意ください。職員が電話でATMの操作を求めることはありません。